

毎週火、金曜日発行(例休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◆規則
- 狂犬病予防法施行細則の一部改正
- 土地改良事業の認可
- 肥料の登録
- 保安林の解除予定
- 建設業者の登録まつ消
- 建設業者の更新登録
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 買收令書交付不能一覽表
- ふ卵業者の廃業
- 建設業者の登録
- 土地改良事業計画の縦覧
- 土地改良事業認可

◆教委告示

- 土地改良区の定款変更認可
- 土地改良事業認可
- 臨時教育委員会の招集
- 昭和三十年度農業講習所生徒募集
- 建築代理士試験の実施

規 则

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年一月二十一日

鳥取県知事 藤 遠

茂

鳥取県規則第二号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則
狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の四条を加える。

(登録申請書の様式)

第一条の二 法第四条第一項の規定による犬の登録申請書は、別記様式第一号による。

(鑑札再交付申請書の様式)

第一条の三 省令第五条の規定による鑑札再交付申請書は、別記様式第二号による。

(所有者の住所等の変更届の様式)

第一条の四 省令第六条の規定による犬の所有者の住所等の変更届は、別記様式第三号による。

(犬の所在地の変更届の様式)

第一条の五 省令第七条の規定による犬の所在地の変更届は、別記様式第四号による。

第二条中、「別記様式第一号」を「別記様式第五号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(所有者の変更届の様式)

第二条の二 省令第九条の規定による犬の所有者の変更届は、別記様式第六号による。

(注射済票再交付の申請書の様式)

第二条の三 省令第十三条の規定による注射済票再交付

申請書は、別記様式第七号による。

第三条第一項中、「別記様式第一号」を「別記様式第八号」に、同条第二項中、「別記様式第三号」を「別記第九号」に改める。

第六条第一項中、「法第六条第四項」を「法第六条第七項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号までを次のように加える。

八号」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号までを次のように加える。

別記様式第一号

犬の登録申請書

一、 所有者の住所

氏名(名称)

二、 犬所在地

三、 犬の種類

四、 犬の生年月日

五、 犬の毛色

六、 犬の性別

七、 犬の名

00965

第2583号

3 昭和30年1月21日 金曜日 報公県取鳥

00964

昭和30年1月21日 金曜日 報公県取鳥

第2583号 2

八、 犬の体格

九、 前六号の外犬の特徴となるべき事項

右の通り犬の登録を受けたいので、狂犬病予防法第

四条第一項の規定により申請します。

年　　月　　日

印

右
氏名

印
鳥取県知事 殿

註、鑑札をき損したときは、その鑑札を添えること

別記様式第三号

住所(氏名、名称)変更届

一 新住所(氏名、名称)
二 旧住所(氏名、名称)

右の通り変更したので狂犬病予防法施行規則第六条の規定によりお届けします。

年　　月　　日

印

右
氏名

印
鳥取県知事 殿

別記様式第二号

一 大の所有者住所

年　　月　　日

右
氏名

印

二 鑑札を亡失(き損)した事由

右の通りでするので、鑑札の再交付を受けたく狂犬病予防法施行規則第五条の規定により申請します。

年　　月　　日

右
氏名

印

三 鑑札の番号

一 犬の新所在地
右の通り変更したので狂犬病予防法施行規則第七条の規定によりお届けします。

年 月 日

犬の所有者住所

氏名

印

三 犬の旧所在地
右の通り変更したので狂犬病予防法施行規則第九条の規定によりお届けします。

年 月 日

犬の所有者住所

氏名

印

氏名（名称）

一 犬の新所在地

右の通り変更したので狂犬病予防法施行規則第七条の規定によりお届けします。

年 月 日

犬の所有者住所

氏名

印

鳥取県知事 殿

註、犬の旧所在地が他の都道府県の区域であるときは、旧都道府県知事から交付を受けた鑑札を添えること

年 月 日

年 月 日

「別記様式第一号」を「別記様式第五号」に改め、別記様式第六号及び別記様式第七号として次のように加えます。

記様式第六号及び別記様式第七号として次のように加えます。

別記様式第六号

犬の所有者変更届

一 旧所有者の住所

氏名（名称）

二 新所有者の住所

別記様式第七号
注射済票再交付申請書

一 犬の所有者住所

氏名

二 注射済票を亡失（き損）した事由

三 注射済票番号

右の通りですので、注射済票の再交付を受けたく、狂犬病予防法施行規則第十三条の規定により申請しま

す。
年 月 日
右 氏名 印
保健所長殿

註、注射済票をき損したときは、その注射済票を添えること

「別記様式第一号」を「別記様式第八号」に、「別記様式第三号」を「別記様式第九号」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則
告 示

鳥取県告示第二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十年一月二十一日
鳥取県知事 遠藤 藤茂

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十年一月二十一日
鳥取県知事 遠藤 藤茂

| 登録番号 | 肥料の名称 | 含有する成分の最少量(%) | | | 生産業者 |
|--------|-------|---------------|------|------|---------------|
| | | 窒素全量 | 磷酸全量 | カリ全量 | |
| 二一七五、〇 | 菜種油粕粉 | 五、〇 | 二、〇 | 一、〇 | 八頭郡社村字古用瀬四山本茂 |
| 二一七末 | 菜種油粕粉 | 五、〇 | 二、〇 | 一、〇 | 八頭郡社村字古用瀬四山本茂 |

鳥取県告示第二十二号

次の土地について森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条に基き森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定により保安林の指定を賀露町農業協同組合の行う土地改良事業について、昭和

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十四条の規定による廢業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廢業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。

昭和三十年一月二十一日

鳥取県知事遠藤

茂

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に更新登録した

昭和三十年一月二十一日

鳥取県知事
達

一〇六

茂

解説する予定であるので同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十年一月二十一日

鳥取縣知事 遠 藤

三

鳥取県告示第二十六号

鳥取県知事登録
（は）第二〇一號

登録年月日 昭和二十九、二二、二十五

商号又は名称 金市林産工業株式会社 東伯郡浦安町金市二二六

主たる営業所所在地 近池 利勝

申請者氏名

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年一月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の氏名及び住所

湖山村瀬土地改良区

鳥取市湖山町

| | |
|-------------|---------|
| 理 事 | 上 山 雄次郎 |
| 川 尾 崎 益 文三郎 | 大久保 寿 治 |
| 影 井 多 郎 吉 | 岡 野 亀 治 |

| | |
|-----------|---------|
| 監 事 | 山 根 儀 平 |
| 木 下 万 吉 | 星 見 重 藏 |
| 松 川 千 代 藏 | 太 田 憲 男 |
| 大 谷 德 治 | 山 崎 重 平 |

就任した役員の氏名及び住所

湖山村瀬土地改良区

鳥取市湖山町

| | |
|-----------|---------|
| 理 事 | 山 根 儀 平 |
| 木 下 万 吉 | 星 見 重 藏 |
| 松 川 千 代 藏 | 太 田 憲 男 |
| 大 谷 德 治 | 山 崎 重 平 |

鳥取県告示第二十七号

次の土地の買収令書は交付することができないので農地
法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第十二条第二項
の規定により公示する。

昭和三十年一月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、土地の所在及び対価等

| 村 名 | 土 地 の 所 在 地 | 面 積 | 対 価 | 土地台帳現況 |
|-----------|----------------------------|--------|----------------------|------------------|
| 大字 | 字 | 地番 | 土地台帳現況 | 者 の 住 所 |
| 八頭郡八東村二茂谷 | スケ谷 | 二〇 | 烟 烟 外、四二八 五九五円 | 八頭郡八東村大字茂谷 |
| 八頭郡八東村二茂谷 | スケ谷 | 二〇 | 烟 烟 外、一〇八 | 西岡徳三郎 |

二、買收令書番号及び交付できない事由

西岡徳三郎（二九） 鳥取県 No.4 現住所不明

四、対価の支払方法

農地法第十二条第三項の規定による供託

鳥取県告示第二十八号

鳥取県種鷄検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年
十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により次のと
おりふ卵業者を登録した。

昭和三十年一月二十一日

岩美郡大成村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対し異議があるときは総覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

昭和三十年一月二十一日から同年二月十日まで
三 総覽の場所
別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対し異議があるときは総覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七条第

一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように総覽に供する。

昭和三十年一月二十一日

鳥取県知事 遣 藤

茂

一 総覽に供すべき書類の名称

1 土地改良事業計画書の写

2 定款の写

二 総覽の期間

| 申 所 | 請 一 氏 | 人 | 土地改良区 | 総覽の場所 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 八頭郡中私都村 大字別府 | 野田 一男 | 別府土地改 | 八頭郡中私 | |
| 倉吉市中野 | 佐々木鶴藏 | 外十四人 | 良区 | 都村役場 |
| 倉吉市役所 | 中野 | 十四人 | | |

鳥取県告示第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第三項において準用する第十条第一項の規定により、八頭郡國英村の行う土地改良事業について、昭和三十

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年一月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 三木順治

一、日時 一月二十一日 午前十一時

二、場所 県教育委員会会議室

一、議題

- 1 昭和三十年度高校編成について
- 2 教育長専決事項について
- 3 二十九年度追加予算について
- 4 その他

公 告

昭和三十年度鳥取県立農業講習所講習生を左記要領により募集する。

昭和三十年一月二十一日

鳥取県知事 遣 藤

茂

昭和三十年一月二十一日

鳥取県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八

条第三項において準用する第十条第一項の規定により、日置谷土地改良区が新たな土地改良事業を行うことについて、昭和三十年一月十日認可した。

昭和三十年一月二十一日

鳥取県知事 遣 藤

茂

昭和三十年一月二十一日

鳥取県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条

第二項の規定により、日置谷土地改良区の定款変更について、昭和三十年一月十日認可した。

昭和三十年一月二十一日

鳥取県知事 遣 藤

茂

昭和三十年一月二十一日

十年一月十日認可した。

昭和三十年一月二十一日

鳥取県知事 遣 藤

茂

昭和三十年一月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 三木順治

一、日時 一月二十一日 午前十一時

二、場所 県教育委員会会議室

一、議題

- 1 昭和三十年度高校編成について
- 2 教育長専決事項について
- 3 二十九年度追加予算について
- 4 その他

公 告

鳥取県知事 遠藤 茂

一 講習の目的

農業改良事業に從事する農業改良普及員、その他農業技術指導者の養成並びに農村中堅青年の養成を目的とする。

二 講習区分及び修業年限

- 1 本科（農業技術指導者の養成） 二箇年
2 実科（農村中堅青年の養成） 一箇年

普通実科、そ菜実科、果樹実科の課程に分ける。

三 講習場所

- 本科及び普通実科 鳥取市吉成 県立農業講習所

- 果樹実科 岩美郡津ノ井村 県立農業試験場

そ菜実科 米子市旗ヶ崎

県立農業試験場 西伯分場

- 2 実科 新制中学校卒業者

- 1 本科 新制高等学校卒業者

四 入所資格

五 募集人員

- 1 本科 十五人以内
2 実科 普通実科 三十人以内
3 果樹実科 若干人
4 そ菜実科 二十人以内

六 入所試験期日及び場所

- 1 期日 昭和三十年三月二十四日 午前八時三十分
2 場所 鳥取市吉成県立農業講習所、但しそそ菜実科は米子市旗ヶ崎県立農業試験場西伯分場において行う。

七 入所試験の方法

左記科目について筆記試験を行う外、人物検査を行う。

- 1 本科
1 数学 一般数学、解析一、解析二、幾何の四科
2 理科 物理、化学、生物、地学、の四科目中から一科目を選択受験させる。
2 そ菜実科 ら高等学校農業科卒業の者は一科目、そ他の者は二科目について選択受験させる。

九年度鳥取県建築代理士試験を次の要領により実施する。
昭和三十年一月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

要領

一 受験資格

条例第九条の規定に該当しないもので次の各号の一に該当するもの。

- 1 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校又はこれと同等以上の学校において正規の建築又は、土木に関する課程を修めて卒業した後、建築について一年以上の実務の経験を有する者。
2 建築について三年以上の実務の経験を有する者。

- 1 入所願書（所定の用紙）
2 履歴書
3 戸籍抄本
4 学校成績証明書（在校期間中各学年ごとの成績とし学校長封印のもの）
5 写真（無帽半身像）
6 身体検査証

二 申込手続

- 1 申込期間
昭和三十年一月二十二日から同年一月十五日まで

- （郵送の場合は二月十五日消印まで有効）

2 申込方法

- イ 申込用紙の請求先

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年鳥取県条例第五十
五号以下「条例」と云う。）第十条の規定により昭和二十
九年十一月三十日施行のもの

鳥取県土木部建築課及び各土木出張所、但し鳥取
土木出張所を除く。(以下「土木出張所」という)
(郵便で請求する場合は表に「建築代理士試験申
込用紙請求」と朱書きし所要の切手をはつた宛先明
記の返信封筒を必ず同封すること。)

口 申込書類の提出

受験申込書に次の書類を添付して県建築課又は土
木出張所に提出すること。

口 履歴書

口 受験票

口 一の1に該当する者は、その学校の卒業証書

写又は証明書。

四 写真は脱帽正面上半身を写したもので受験票
に添付すること。(写真の大きさ縦五センチメー
トル横四センチメートル)

ハ その他の

申込したときは受験番号と係員の印を押した受
験票を受領すること。(郵送の場合は表に「建
築代理士資格試験」と朱書きし十円切手をはつた
宛先明記の返信封筒を必ず同封すること。)

三 試験の期日、科目、場所、方法及び合格の通知

四 1 申込後住所、勤務個所等に変更を生じた時は直ち
に県建築課に連絡すること。

2 詳細又は不明の点については県建築課又は土木出
張所に問い合わせること。

(通信による場合は所要の切手をはつた宛先明記の
封筒又は葉書を同封すること。)

昭和4年4月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 島取県島取市東町
印刷所 島取縣島取市東町印刷所

1 試験の日時

昭和三十年二月二十七日(日曜日)午前九時

2 試験科目及び方法

次の事項について口述試験を行う。

口 建築基準法関係法規

口 建築代理業条例関係法規

口 受験場所

鳥取市東町九九番地鳥取県土木部建築課

(鳥取市東町消防署東側)

口 携行品

イ 受験票 ロ 畫食

5 合格の通知及び発表

口 合格者は県公報に登載するとともに本人に直接
通知する。

口 発表は昭和三十年三月中旬の予定。

四 その他の